町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

申告期間は 2月18日(月)～3月17日(月)

今年も町県民税と所得税の申告時期が近づいてきました。例年申告期間終了間際は大変混雑しますので、早めの申告をおすすめします。

なお、町で受け付けできる申告は、簡易な確定申告と町県民税申告になります。

《確定申告と町県民税申告》

申告が必要な方

確定申告は所得税の精算をするための申告で、主に、自営業等で納税額のある方や、サラリーマンで所得税の還付を受ける方などが対象になります。確定申告をされる方は町県民税の申告をする必要はありません。一方、町県民税申告は、収入の有無に関わらず原則として、申告をする必要があります。

これらの申告は、国民健康保険税の算定資料や福祉年金、児童手当等の給付資料にもなります。申告資料の提出がない場合には、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

年金受給者と申告

一般に、給与所得者は、勤務先での年末調整によって各種控除の適用を受けることができます。

しかし、年金所得者の場合、そのようなしくみがないため、社会保険料（国民健康保険料や介護保険料など）や生命保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦（夫）控除などの各種控除の適用を受けようとする場合には、申告をする必要があります。各種控除に該当するものがある場合は、必ず申告をしてください。

《申告の受付・相談》

申告会場の案内

日曜日にも申告できます！

税務署の申告会場は平塚駅ビル6階ラスカホールです。2月24日(日)と3月2日(日)は開場します(他の土・日・祝日は閉場)。当日は混雑が予想されますので時間に余裕を持ってお出かけください。

なお、町の申告会場は、土・日・祝日の申告受け付けは行っていません。

申告書の配布

町県民税の申告書は、前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方に、2月初旬に送付します。

また、申告が必要な方で、申告書がない場合は、町の申告会場にも用意しています。

なお、確定申告書等は、税務署及び町の申告会場のほか、役場本庁舎1階税務課窓口、国府支所窓口でも配布しています。

こんな方は申告が必要です！

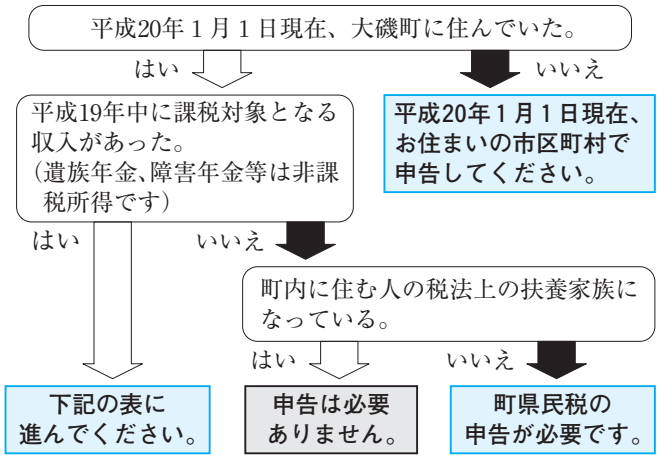

あなたはどの申告が必要？

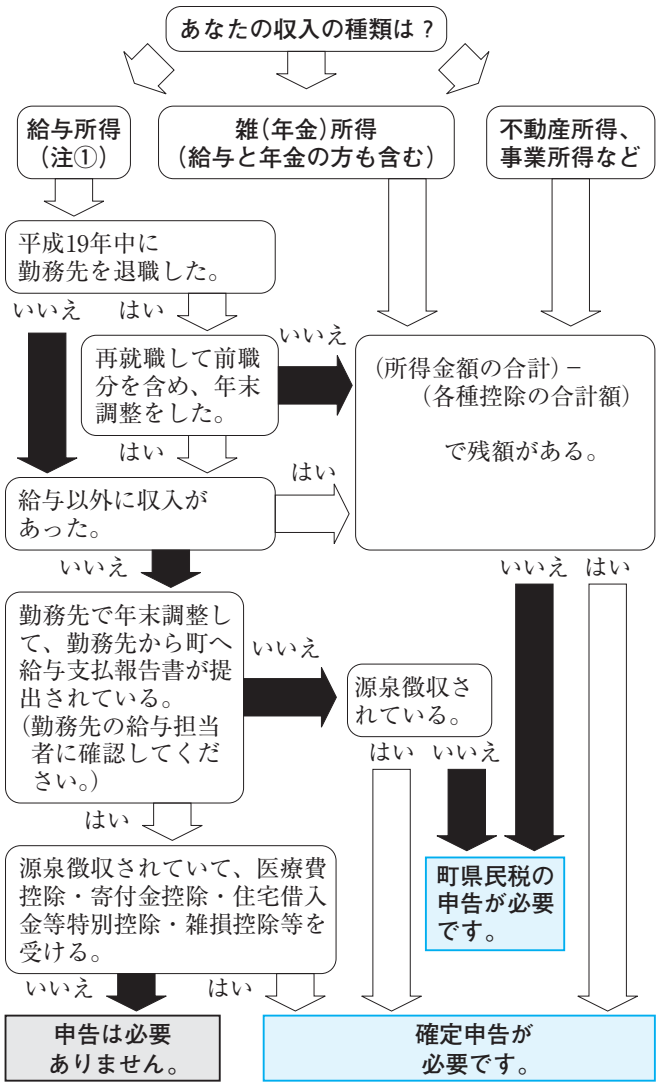

（注①）次に当てはまる方は必ず確定申告をしなければなりません。

- ●平成19年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ●給与以外の収入が20万円を超える方
- ●２か所以上から給与の支払いを受けている方
- ●不動産やゴルフ会員権などの資産を売った方

※このフローチャートは全ての方が当てはまるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください。